

# SSBJ基準の概要

2025年4月

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）

本資料中の意見にかかる部分は、発表者の個人的見解であり、サステナビリティ基準委員会の公式見解ではありません。  
本資料の無断転載は禁止されています。



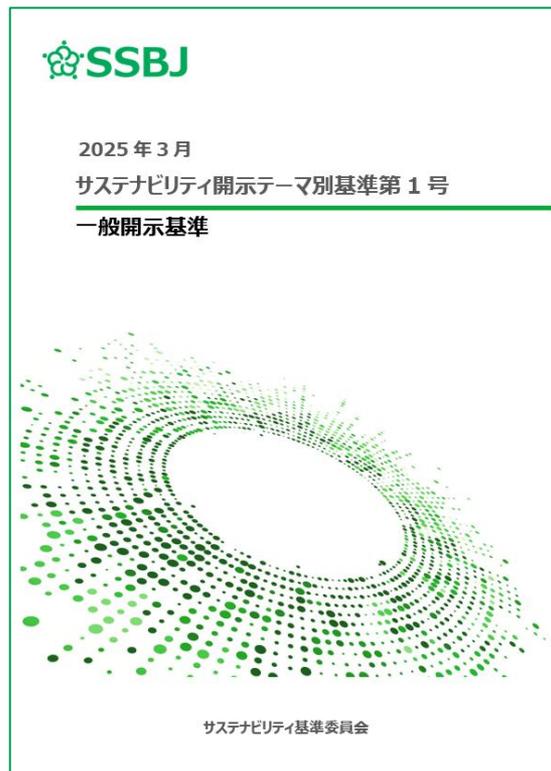
# SSBJ基準の公表

## 2025年3月に次のサステナビリティ開示基準を公表

### 適用基準



### 一般基準



### 気候基準



## 本資料では、これらをまとめて「SSBJ基準」という

- ◆ 金融商品取引法に基づく法定開示（有価証券報告書）におけるSSBJ基準の適用対象企業及び適用時期等については、金融審議会に設置された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において検討が行われている
  - ◆ SSBJ基準は、適用対象企業を定めていないが、金融商品取引法の枠組みにおいて適用されること、特にグローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（プライム上場企業）が適用することを想定して開発を行った
  - ◆ 同時に、プライム上場企業以外の企業がSSBJ基準に従いサステナビリティ関連財務開示を作成することを奨励すべきとの考えから、SSBJ基準は、次のような場合にも適用することができるようにしている
    - ◆ 金融商品取引法以外の法令の定めに基づきSSBJ基準に従った開示を行う場合
    - ◆ 任意でSSBJ基準に従った開示を行う場合
- ただし、SSBJ基準は、基本的にプライム上場企業以外の企業に固有のニーズを考慮して開発したものではない

文書の種類	SSBJ基準を構成するか	公開草案の公表は必要か	委員会の承認手続
<b>サステナビリティ開示基準</b> 1. ユニバーサル基準 2. テーマ別基準 3. 産業別基準 4. 実務対応基準	<b>構成する</b> (第11条)	<b>必要</b> (第19条第1項)	<b>議決</b> (第14条第1項)
<b>補足文書</b> (本資料32頁参照)	<b>構成しない</b> (第12条)	<b>必要と認められる場合に公表</b> (第19条第1項)	<b>了承</b> (第14条第4項)
<b>SSBJハンドブック</b> (SSBJ事務局作成資料) (本資料33頁参照)	<b>構成しない</b>	<b>不要</b>	<b>なし</b>

※カッコ内は、公益財団法人財務会計基準機構における「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」の条文番号

## ◆ ユニバーサル基準

- ◆ サステナビリティ開示基準の全体像の説明及び基本となるルール

## ◆ テーマ別基準

- ◆ サステナビリティ情報に関する全般的な開示及びテーマ別の開示を定める基準

## ◆ 産業別基準

- ◆ サステナビリティ情報に関する産業別の開示を定める基準

## ◆ 実務対応基準

- ◆ 上記のいずれにも該当しない分野について、一定の開示を定める基準



# **SSBJ基準の開発にあたっての基本的な方針**

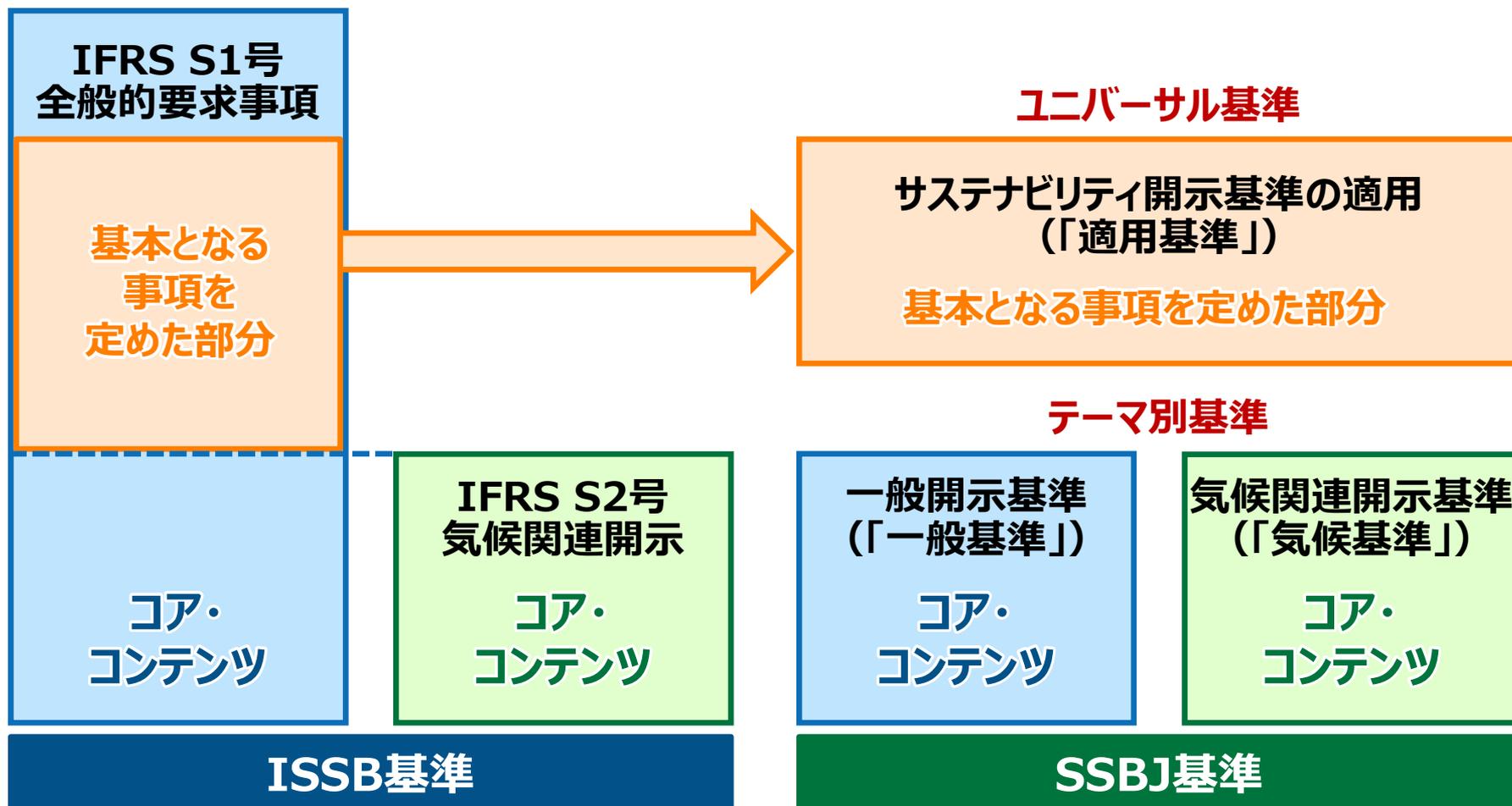
- ◆ 基準を適用した結果として開示される情報が、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにする
  - ◆ 国際的な整合性を図るという場合、IFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）との整合性を図ることを基礎とする
    - ➔ 原則としてISSB基準の要求事項をすべて取り入れる
  - ◆ 相応の理由が認められる場合には、ISSB基準の要求事項にSSBJ基準独自の取扱いを追加し、ISSB基準の要求事項に代えてSSBJ基準独自の取扱いを選択することを認める（本資料27頁参照）
    - ➔ SSBJ基準独自の取扱いを選択しなければ、ISSB基準に準拠したことになることを意図している
    - ➔ SSBJ基準独自の取扱いを選択した場合、それが直ちにISSB基準に準拠しないことにはならないと考えられる

- ◆ **基準を適用した結果として開示される情報が、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにする（つづき）**
- ◆ **ISSB基準にはない定めであっても、個別に検討したうえで必要と認められる場合には、SSBJ基準においてISSB基準の要求事項に追加した定めを置く（本資料29頁参照）**
  - ➡ **追加で要求する開示は、ISSB基準の開示を作成する過程で入手する情報に基づき作成可能とすることを意図している**

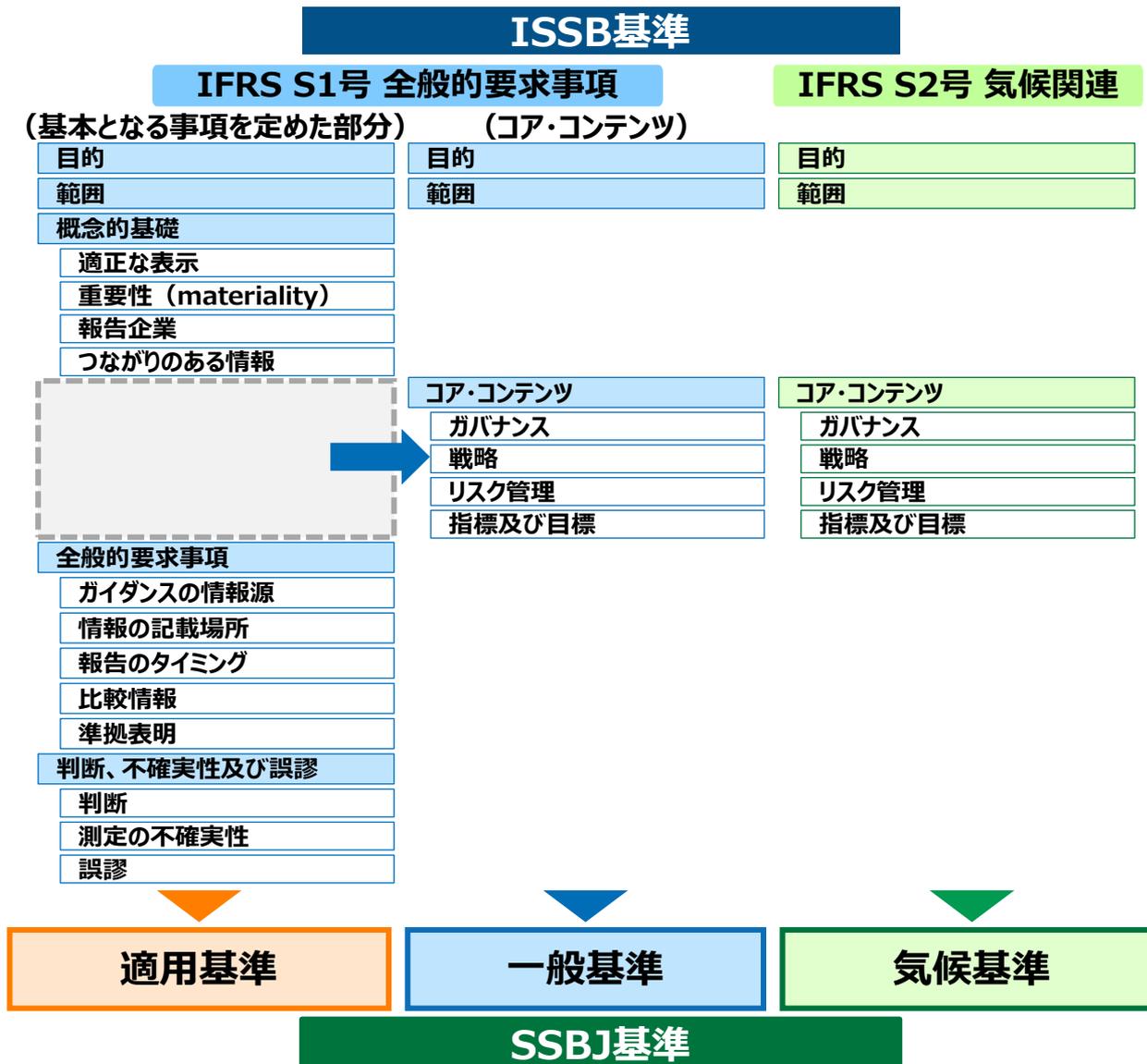


## SSBJ基準の概要

- ◆ ISSB基準の内容をSSBJ基準に取り入れる場合であっても、主として**基準の読みやすさを優先**してISSB基準の定め  
の順番等を入れ替えたり、用語を言い換えたりしたうえで、SSBJ基準を定めている
- ◆ IFRS S1号は、**サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項（「コア・コンテンツ」）を定めた部分**と、**コア・コンテンツ以外の、サステナビリティ関連財務開示を作成する際の基本となる事項を定めた部分**とで構成されている
  - ◆ **SSBJ基準では、コア・コンテンツを定める「一般基準」と、コア・コンテンツ以外の基本となる事項を定める「適用基準」に分けることとした**
- ◆ IFRS S1号のコア・コンテンツに関する定めは、具体的に適用される定めがISSB基準に存在しない場合に適用することとされている
  - ◆ **現状では、気候関連以外の、例えば、人的資本や生物多様性に関する定め等に関連する場合に適用することになる**



# (参考) ISSB基準の構成との比較



# 適用基準の概要(1/2)

目的	サステナビリティ関連財務開示を作成し、報告する場合における、基本となる事項（IFRS S1号の「コア・コンテンツ」に相当する定め以外の定め）を示すこと
報告企業	関連する財務諸表と同じ報告企業
報告期間	財務諸表と同じ報告期間
報告のタイミング	財務諸表と同時に報告
情報の記載場所	財務諸表とあわせて開示
表示の単位	数値の表示に用いる単位を開示（グラム(g)、ジュール(J)等）
法令との関係	法令により開示が禁止されている場合、開示する必要はない
商業上の機密	サステナビリティ関連の機会に関する情報について、商業上の機密情報として一定の要件をすべて満たす場合に限り、開示しないことができる
リスク及び機会の識別	サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別にあたり、以下が要求される (1) SSBJ基準を適用 (2) SASBスタンダードにおける開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮

## 適用基準の概要(2/2)

開示要求の識別	開示要求を識別するにあたり、以下が要求される (1) リスク又は機会に適用される <b>SSBJ基準を適用</b> (2) 適用されるSSBJ基準がない場合、 <b>SASBスタンダードに含まれている開示トピックに関連した指標を参照し、その適用可能性を考慮</b>
重要性がある情報の開示	<b>企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある情報を開示</b>
コネクティビティ	情報が関連する項目間、サステナビリティ開示内、サステナビリティ開示と財務諸表における <b>つながりを理解できる情報を提供</b>
公表承認日	サステナビリティ関連財務開示の <b>公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示</b>
後発事象	<b>公表承認日までに報告期間の末日現在で存在していた状況について情報を入手した場合、当該状況に関連する開示を更新</b> <b>公表承認日までに発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を開示しないことにより主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合、開示</b>
比較情報	当報告期間に開示される <b>すべての数値並びに有用な説明的及び記述的の情報について、前報告期間に係る比較情報を開示（経過措置あり）</b>

# 報告期間及び報告のタイミング

- 
**サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とし、同時に報告しなければならない** (適用基準第67項及び第68項)

(例：3月決算の場合)

	20X3				20X4			
	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	
財務諸表		報告期間 (20X3年度)					後発事象	
			↑ 同じ報告期間を対象とする ↓			↑	↑	
サステナビリティ関連財務開示		報告期間 (20X3年度)					後発事象	
						↑	▲	
							公表を承認	

- ▲ サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間の末日
- ▲ 公表承認日
- ▲ 報告期限（3月決算の場合、有価証券報告書の提出期限は6月末）

<b>目的</b>	<b>財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示（IFRS S1号の「コア・コンテンツ」に相当する定め）について定めること</b>
<b>コア・コンテンツ</b>	<b>ガバナンス、戦略、リスク管理、並びに指標及び目標に関する開示を提供</b>

目的	財務報告書の <b>主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示</b> （IFRS S2号に相当する定め）について定めること
コア・コンテンツ	TCFD提言を踏まえ、気候関連のリスク及び機会に関して、 <b>ガバナンス、戦略（シナリオ分析に基づく気候レジリエンスの評価を含む）、リスク管理、並びに指標及び目標に関する開示を提供</b>
産業横断的指標等	以下の産業横断的指標カテゴリーに関連する情報の開示 (1) スコープ1、スコープ2、スコープ3の温室効果ガス排出 (2) 移行リスク、(3) 物理的リスク、(4) 機会、(5) 資本投下 (6) 内部炭素価格、(7) 報酬
GHG排出	原則として <b>GHGプロトコル</b> を用いることが要求されるが、 <b>法域の当局又は企業が上場する取引所が異なる方法を用いることを要求している場合（例えば温対法）</b> 、当該方法を用いることができる
スコープ2	<b>ロケーション基準による温室効果ガス排出量の開示に加え、主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、当該契約証書に関する情報を提供しなければならない</b> ただし、 <b>マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量の開示により、契約証書に関する情報の提供に代えることができる</b>

スコープ3	<b>カテゴリー別にスコープ3温室効果ガス排出量を開示</b> <b>資産運用、商業銀行、保険に関する活動の1つ以上を行っている場合、</b> <b>ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示</b>
産業別の指標	<b>産業別の指標のうち、主なものを開示</b> <b>開示する産業別の指標を決定するにあたり、ISSBの「産業別ガイダンス」を適用することは要求されないものの、参照し、その適用可能性を考慮しなければならない</b>
気候関連の目標	<b>気候関連の目標がある場合、当該目標に関する情報を開示（温室効果ガス排出目標を含む）</b>

## 🌱 問題の所在

- ◆ ISSB基準では、原則として**GHGプロトコル**に従い温室効果ガス排出を測定することが要求されている
- ◆ ただし、**法域の当局**又は**企業が上場する取引所**が、企業の温室効果ガス排出を測定するうえで**異なる方法を要求している場合**、その**異なる方法**を用いることができる
  - ❖ **温対法**に基づく温室効果ガス排出量の報告は、**この場合に該当する**と考えられる
- ◆ GHGプロトコルとは異なる方法を用いる場合、温室効果ガス排出量の**算定期間**が、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の**報告期間と一致しない場合**がある
  - ❖ **温対法**では算定期間が法令により定められているが、企業の決算日は通常、企業が選択できる
- ◆ 温対法以外の場合も同様の問題が生じ得る

## SSBJ基準における対応

- ◆ 次の理由により、指標の算定期間について、サステナビリティ関連財務開示の報告期間にあわせることを要求することとした
  - ❖ 期間の一致を要求することにより情報の有用性が高まる
  - ❖ 期間の一致を要求しない場合、ISSB基準と整合していないと受け止められる可能性がある
  - ❖ 企業においてコストを最小化する方法として見積りを認めている

- ◆ SSBJ基準は**強制適用時期を定めていない**
  - ◆ SSBJ基準に従って開示を行うことが**強制される時期**については、**SSBJ基準に従って開示を行うことを要求する法令において定められることが想定される** (適用基準BC167項)
- ◆ SSBJ基準**公表日以後終了する年次報告期間から適用することができる** (適用基準第92項、一般基準第41項、気候基準第101項)
  - ➔ **3月決算の企業は、2024年度から適用可能**
- ◆ SSBJ基準を**適用する場合、適用基準、一般基準、気候基準を同時に適用しなければならない** (適用基準第91項、一般基準第40項、気候基準第100項)
- ◆ SSBJ基準に**準拠していることを表明する場合、SSBJ基準のすべての定め**に**準拠しなければならない** (適用基準第79項)

## ◆ 最初の年次報告期間において、次のことが認められる

### ◆ 比較情報の開示の免除

（適用基準第93項、一般基準第42項、気候基準第102項）

### ◆ 最初の年次報告期間において、気候基準に準拠して、気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示することができる（適用基準第94項）

### ◆ 最初の年次報告期間の直前の年次報告期間において、温室効果ガス排出の測定に「GHGプロトコル（2004年）」又は法域の当局若しくは企業が上場する取引所が要求している方法以外の測定方法を用いていた場合、当該測定方法を用いることができる（気候基準第103項(1)）

### ◆ スコープ3温室効果ガス排出（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む）の開示の免除（気候基準第103項(2)）

## ◆ なお、法令において、別途経過措置が定められる場合、その経過措置に従うことになると考えられる

- ◆ **比較情報の開示の免除が認められる**（適用基準第73項(2)、BC177項）
- ◆ **最初の年次報告期間において、次のことが認められる**
  - ◆ **気候基準に準拠して、気候関連のリスク及び機会のみ**についての情報を開示することができる（適用基準第96項）
  - ◆ 最初の年次報告期間の**直前の年次報告期間**において、温室効果ガス排出の測定に「GHGプロトコル（2004年）」又は法域の当局若しくは企業が上場する取引所が要求している方法**以外**の測定方法を用いていた場合、当該測定方法を用いることができる（気候基準第105項(1)）
  - ◆ **スコープ3温室効果ガス排出**（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む）**の開示の免除**（気候基準第105(2)）



## SSBJ基準とISSB基準の違い

## 🌱 法令に別段の定めがある場合

- ◆ 当該法令が優先することを定めている

## 🌱 任意でSSBJ基準を適用する場合

- ◆ 以下の項目について例外的な取扱いを定めている

- 🌱 情報の記載場所
- 🌱 同時の報告
- 🌱 比較情報の開示（本資料24頁参照）
- 🌱 経過措置（本資料24頁参照）

## SSBJ基準独自の選択肢を追加する場合

### ◆ 気候基準

- ❖ スコープ2温室効果ガス排出について、ISSB基準で要求している**契約証書に関する情報**に代えて、**マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量**を開示することができる
- ❖ 気候関連の移行リスク、気候関連の物理的リスク及び気候関連の機会に関連して、資産又は事業活動の数値及びパーセンテージに代えて、資産又は事業活動の**規模に関する情報**を開示することができる
- ❖ 報酬関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているもののその他の評価項目と結び付いて役員報酬に組み込まれており、**気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合**、気候関連の評価項目を含む評価項目**全体**について開示することができる
- ❖ ファイナンスド・エミッションに関し、**資産運用に関する活動**、**商業銀行に関する活動**及び**保険に関する活動**を行っているかどうかについて、基準に示した**定義**を用いて判断することができる
- ❖ **GICSの取扱い**（本資料28頁参照）

## ISSBによるIFRS S2号の修正に関する暫定決定

- ◆ 2025年1月に開催されたISSBボード会議において、ISSB基準を修正するかどうか議論され、GICSについてはGICS以外の産業分類システムを使用することを認めることを提案することが暫定決定された
- ◆ 今後、公開草案の公表及び2025年中の確定が示唆されている

## SSBJ基準における対応

- ◆ GICSを使用する定めを含めたうえで、当面の間、産業別に分解したファイナンスド・エミッション等の開示をしないことができるとする当面の取扱いを定める
- ◆ 本論点の影響を受ける企業は、任意でSSBJ基準に従った開示を行うことを選択し、商業銀行又は保険に関する活動を行っており、さらに初年度の経過措置（開示の免除）を適用しないことを選択する企業のみであるため、影響は限定的と考えられる
- ◆ ISSBによりISSB基準の改訂が行われた場合、SSBJ基準についてこれに沿った改正を行うかどうか、可及的速やかに検討を開始する予定

## 適用基準

- ◆ 指標の**表示単位**に関する定め
- ◆ サステナビリティ関連財務開示の**公表承認日**及び**承認した機関又は個人の名称**の開示
- ◆ 法令の要請に基づきSSBJ基準に従った開示を行う場合の当該**法令の名称**の開示

## 気候基準

- ◆ 温室効果ガス排出の**表示単位**に関する定め
- ◆ GHGプロトコルとは異なる方法により測定することを選択し、かつ、当該方法により測定した温室効果ガス排出量に重要性がある場合、**GHGプロトコルにより測定した排出量**と、**GHGプロトコルとは異なる方法により測定した排出量の内訳**の開示
- ◆ **スコープ3**温室効果ガス排出の**カテゴリ別の内訳**の開示

- SSBJとISSBは、相互の**基準間の整合性**について**確認**している
- ISSB基準（IFRS S1号及びIFRS S2号）とSSBJ基準との**項番対照表**及び**差異の一覧**は、SSBJのウェブサイトにおいて公表している

## 項番対照表

IFRS S1号	適用基準	一般基準	気候基準
第30項	—	第14項	—
第31項	—	BC33項	BC52項
第32項	—	第15項及びBC35項	—
第33項	(a)	第23項(1)及び(2)	—
	(b)	第23項(3)及びBC49項	第28項(4)及びBC75項
	(c)		
第34項	—	第16項及び第18項	—
第35項	—	第17項及びBC39項	—
第36項	—	第20項	—
第37項	—	第19項	—
第38項	—	第20項	—
第39項	—	第21項	—

## 差異の一覧

ISSB基準の要求事項 <sup>3</sup>	SSBJ基準の定め <sup>4</sup>
<b>1. スコープ2 温室効果ガス排出</b>	
「スコープ2」の温室効果ガス排出については、ロケーション基準による「スコープ2」の温室効果ガス排出を開示し、また、企業の「スコープ2」の温室効果ガス排出についての利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書がある場合には、当該契約証書に関する情報を提供する。 (S2.29(a)(v))	スコープ2 温室効果ガス排出については、ロケーションに基準によるスコープ2 温室効果ガス排出量を開示しなければならない。 そのうえで、(1)主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、当該契約証書に関する情報を提供しなければならない。 ただし、(1)に代えて、(2)マーケット基準によるスコープ2 温室効果ガス排出量を開示することができる。 (気候基準第53項から第54項)
<b>2. ファイナンス・エミッションー活動の定義</b>	
「スコープ3」の温室効果ガス排出について、企業の活動が資産運用、商業銀行又は保険を含む場合、企業の「カテゴリー15」の温室効果ガス排出又は企業の投資に関連する排出（ファイナンス・エミッション）に関する追加的な情報を開示しなければならない。 (S2.29(a)(vi)(2))	報告企業が次の1つ以上の活動を行う場合、ファイナンス・エミッションに関する追加的な情報を開示しなければならない。 (1) 資産運用に関する活動 (2) 商業銀行に関する活動 (3) 保険に関する活動 (気候基準第57項及びC3項) 報告企業が気候基準第57項(1)から(3)に定める活動を行っているかどうかを判断するにあたり、次の定義を用いることができる。 (1) 「資産運用に関する活動」とは、機関投資家、個人投資家及び富裕層の投資家のために手数料又は報酬と引き換えにポート



## **SSBJ基準の適用を支援する取組みと今後の対応**

- ◆ **ISSBは、ISSB基準に関する付属ガイダンス及び教育的資料（以下「教育的資料等」）を公表することがあり、これらはISSB基準を構成しないため、ISSB基準の適用にあたり、従わなければならないものではないが、ISSB基準の適用において参考となるものがある**
- ◆ **SSBJ基準は基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して基準開発を行っているため、ISSBが公表する教育的資料等のうち、ISSB基準の適用において参考となるものについて、SSBJ基準の適用にあたり参考にできるように、SSBJの了承を得たものを補足文書と位置付けることとした**
  - ◆ **補足文書はSSBJ基準を構成しないため、補足文書の内容に従わない場合であっても、SSBJ基準に準拠している旨を表明することができる**
- ◆ **これまでにISSBより公表された教育的資料等について、SSBJにおいてSSBJの補足文書として公表する了承を得たものについては、SSBJのウェブサイトにおいて公表している**

- SSBJハンドブックは、**SSBJ事務局**が、SSBJ基準を利用する際の便宜を考慮して作成する解説
- SSBJの審議を経ずに公表するものであり、SSBJ基準を構成するものではないため、SSBJハンドブックの内容に従わない場合であっても、SSBJ基準に準拠している旨を表明することができる**
- SSBJハンドブックに含める論点は、**関係者のニーズが高いもの**（これまでにSSBJに多くの質問が寄せられたもの等）から、SSBJ事務局のリソース等を考慮して決定する
- 2025年3月SSBJハンドブックは、SSBJのウェブサイトにおいて公表している
- SSBJハンドブックの内容は、今後、実務の進展等により**随時更新することを予定している**

- ISSBによりISSB基準が新規に公表されるか、既存のISSB基準が改訂される場合、SSBJにおいてSSBJ基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始する
- ISSBにより教育的資料等が公表された場合、SSBJにおいて補足文書の公表の要否について可及的速やかに検討を開始する
- SSBJ基準公表後、SSBJ基準の実務への適用を行う過程で、SSBJ基準における定めが明確であるものの、これに従った開示を行うことが実務上著しく困難な状況が関係者により識別され、その旨、SSBJに提起された場合、その内容を公開し、別途の対応を図ることの要否をSSBJにおいて検討する
- SSBJ基準の実務への適用が行われた後も、SSBJ基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ基準の定めを修正することを検討する



## 参考情報

## SSBJ基準はSSBJのウェブサイト（ <https://www.ssb-j.jp/jp/> ） において入手可能

<h3>公表済みの国内基準</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>基準検索システム &gt;</li><li>サステナビリティ開示基準 &gt;</li><li>補足文書 &gt;</li><li>適用にあたっての関連情報 &gt;</li><li>基準アーカイブ &gt;</li></ul>	<h3>現在開発中の国内基準</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>運営方針 &gt;</li><li>現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画 &gt;</li><li>サステナビリティ基準委員会議事 &gt;</li><li>公開草案 &gt;</li><li>サステナビリティ基準諮問会議関連 &gt;</li></ul>
<h3>国際関連情報</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>ISSB等に対するSSBJからの意見発信 &gt;</li><li>ISSBの活動 &gt;</li><li>他のサステナビリティ開示基準設定主体との会合等 &gt;</li></ul>	<h3>SSBJの組織概要</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>サステナビリティ基準委員会（SSBJ） &gt;</li><li>サステナビリティ基準諮問会議 &gt;</li><li>SSBJ設立準備委員会 &gt;</li><li>運営規則等 &gt;</li></ul>

## サステナビリティ基準検索システム（ASSET-SSBJ）を公表 ([https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj\\_standards\\_system.html](https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards_system.html))



◆ SSBJ基準のデータの**検索**  
SSBJ基準間をまたいだ  
検索が可能

◆ SSBJ基準のデータの**印刷**  
SSBJ基準の全体又は  
一部を印刷することが可能



The screenshot shows the ASSET-SSBJ interface. On the left, there is a '目次の選択' (Table of Contents Selection) section with a table of contents. The table has columns for selection, item name, and page number. The '別紙B: スコープ3測定フレームワーク' (Annex B: Scope 3 Measurement Framework) is selected. Below the table is a '印刷する' (Print) button. On the right, the main content area displays the SSBJ logo and the title 'テーマ別基準第2号 気候関連開示基準' (Thematic Standards No. 2: Climate-Related Disclosure Standards). Below the title, it shows '別紙B: スコープ3測定フレームワーク' (Annex B: Scope 3 Measurement Framework) and a note: '別紙Bは、本基準を構成する。' (Annex B constitutes this standard). At the bottom, there is a link to '別紙B: スコープ3測定フレームワーク > 本別紙について' (Annex B: Scope 3 Measurement Framework > About this Annex) and two bullet points: B1. 本別紙は、スコープ3温室効果ガス排出の開示を作成するためのフレームワークの詳細について定めるものであり、本基準 B2. 本別紙の内容は、IFRS S2号「気候関連開示」B42項からB5

	全選択	全解除
<input type="checkbox"/> 目的		1
<input type="checkbox"/> 開示基準		3
<input type="checkbox"/> 別紙A: 気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチ		A1
<input checked="" type="checkbox"/> 別紙B: スコープ3測定フレームワーク		B1
<input type="checkbox"/> 別紙C: ファイナンスド・エミッション		C1
<input type="checkbox"/> 結論の背景		BC1

有価証券報告書の作成要領  
(サステナビリティ関連財務開示編)

- ◆ 2025年6月上旬から中旬にかけて、**東京、大阪、名古屋**において、**SSBJセミナー**を開催予定
- ◆ **有価証券報告書における開示を念頭にSSBJ事務局において作成中の「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」**と関連付けて説明する予定

(画像は開発中のもの)

# 現在開発中の有価証券報告書の作成要領 (サステナビリティ関連財務開示編)



「記載事例」は、「記載事項の趣旨や考え方」を示している。

記載事例

3. 戦略

① 概要

当社グループは、.....  
.....(サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略やビジネスモデルを記載する。)

角の丸い実線で囲まれている部分は、「記載事例を活用するにあたって参考となる事項」を示している。

適用基準第33項(2)では、つながりのある情報を提供するにあたり、サステナビリティ開示基準が共通の情報項目の開示を要求する場合、必要な繰り返しを避けなければならないとされています。これは、開示目的に照らして開示する情報に關しても、必要な繰り返しを避けることが適切と考えられます。

このため、戦略に関する開示についても、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略が統合的に策定されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合された戦略の開示を提供することにより繰り返しを避けることになると考えられます。

例えば、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会(例えば、気候関連のリスク及び機会)について、別途、当該リスク及び機会を管理する戦略を策定している場合、次のように、全社共通についての記載と、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会についての記載とに、分けて開示することも考えられます。

3. 戦略

① 概要  
(全社共通)

当社グループでは、.....  
.....(サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略やビジネスモデルを記載する。)

(気候関連)

サステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、気候関連のリスク及び機会については、.....

(気候関連)

サステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、気候関連のリスク及び機会については、.....

破線で囲まれている部分は、「省略可能な事項」又は「該当する場合には記載すべき事項」を示している。

サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」

III. コア・コンテンツの開示

III. 戦略

II. 開示目的

11. 戦略に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。

12. 具体的には、次の事項を開示しなければならない。

(1) 企業の発達しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ

(2) (1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデルや影響(第15項参照)

(3) (1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会の財務的影響(第16項から第22項参照)

(4) (1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響(第23項参照)

(5) レジリエンス(第24項から第28項参照)

13. 第12項(2)から(4)の事項は、第12項(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び機会に与える影響(第12項(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会のリスク及び機会については、「適用基準」第31項(1)に従い、関連する項目の間のつながりを理解できるように情報を開示しなければならない。

開示の根拠となる法令や基準の定めを示している。

サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候開示基準」

III. コア・コンテンツの開示

II. 戦略

II. 開示目的

13. 戦略に関する気候関連開示の目的は、気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。

14. 具体的には、次の事項を開示しなければならない。

(1) 企業の発達しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会(第17項から第19項参照)

(2) (1)の気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響(第20項参照)

(3) (1)の気候関連のリスク及び機会の財務的影響(第21項から第27項参照)

(4) (1)の気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定(気候関連の移行計画及び第29項参照)

(5) 気候レジリエンス(第30項から第39項参照)

15. 第14項(2)から(4)の事項は、第14項(1)の気候関連のリスク及び機会のそれぞれについて、第14項(1)の気候関連のリスク及び機会のうち、相互に関連し合う場合は、「適用基準」第31項(1)に従い、関連する項目の間のつながりを理解できるように開示しなければならない。

16. 戦略に関する気候関連開示の作成にあたり、産業統制の指針等(第46項参照)、及審議会(以下「ISSB」という。)が公表する「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイドライン(以下「産業別ガイドライン」という。)に定義されている、開示トピックに関連する産業別原則、その適用可能性を考慮しなければならない、考慮した結果、適用すると結論づけられる場合とがある。

「作成にあたってのポイント」は、法令等の制定の趣旨等を考慮して開示することが望ましいと考えられたものも含めて記載している。

作成にあたってのポイント

① 一般基準及び気候基準では、戦略に関して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略やビジネス・モデルを開示することを求める定めはないものの、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略を理解できるようにするという開示目的(一般基準第11項及び気候基準第13項)を達成するため、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略やビジネス・モデルについて開示することが考えられます。

(画像は開発中のもの)

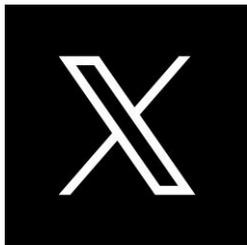


<https://www.ssb-j.jp/jp/>



®

[https://www.linkedin.com/  
company/Sustainability-  
Standards-Board-of-Japan](https://www.linkedin.com/company/Sustainability-Standards-Board-of-Japan)



**SSBJ\_Japan**